

第四次浦添市総合計画策定方針

(平成21年 5月19日決裁)

1. 総合計画策定の趣旨

本市は、本土復帰5年目の1977(昭和52)年度に初めて「てだこの都市・浦添」を将来像とした総合計画を策定し、これを発展的に継承した「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」の実現を目指して、1986(昭和61)年度には第二次、2001(平成13)年度には第三次の浦添市総合計画を策定してきました。

第三次浦添市総合計画では、「万人でにぎわう生活創造都市」、「未来へはばたく交流文化都市」、「ハートがかよう健康福祉都市」、「安らぎにみちた快適環境都市」の4施策を基軸に、市民・企業・行政が一体となって、さまざまな施策を展開してきましたが、現総合計画も2010(平成22)年度をもって10年間の計画期間が終了します。

ついては、第一次から第三次総合計画までのまちづくりの成果の上に時代の潮流を見極め、主権者である市民の意向を十分に反映できるよう、市民参画のもと、本市のビジョンをあらためて描き直し、これを実現するための諸施策を総合的、かつ体系的に再構築するために第四次浦添市総合計画を策定します。

2. 総合計画策定の意義と役割

地方自治法では「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」(第2条第4項)と規定されております。

総合計画は、基本構想に描かれた都市像を具体化するための行政運営の長期的・総合的指針となるとともに、まちづくりのための施策執行の優先順位を市民に明示し、理解と協力を求める役割を果たすものです。

3. 総合計画の構成

第四次浦添市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成するものですが、今回の策定業務の中で取り組むのは「基本構想」「基本計画」の策定作業となります。

(1) 基本構想

本市の望ましいまちづくりの基本理念と目標を定め、その目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画及び実施計画の基礎となるべきものです。

2011(平成 23)年度を初年度として 2020(平成 32)年度を目標年度とする 10 年計画とします。

(2) 基本計画

基本構想で描かれた将来都市像や目標を受けて、それを実現するために必要な具体的な施策の主要な柱を定め、基本構想実現のための具体的指針を明示するものです。

基本計画は、前期 5 ヵ年《2011(平成 23)年度から 2015(平成 27)年度まで》と後期 5 ヵ年《2016(平成 28)年度から 2020(平成 32)年度まで》とし、5 ヵ年で見直しを行うものです。

(3) 実施計画

基本計画に定められた施策を、的確な財政的裏づけのもとに、具体的にどのように事業化していくのかを計画するものです。

計画期間は 3 年間とし、毎年見直しを行います。

実施計画は毎年度の予算編成の指針となるため、今回の策定業務の中では対象外とします。

4. 総合計画策定にあたっての基本方針

第四次浦添市総合計画の策定にあたっては、次の主な基本姿勢をもって計画づくりに取り組みます。

(1) 地域の個性を生かす

温暖な亜熱帯海洋性気候の自然環境特性との調和を図り、琉球王都としての古い歴史・文化の環境特性及び社会経済的諸条件を生かした個性ある計画とします。

(2) 総合性の確保と上位計画等との整合性

まちづくりというトータルな取り組みの中で、施策相互の関連性、有機的な連携に配慮し、各分野の施策が一体となって総合的に行政効果が発揮できる計画の策定を目指します。

また、市の将来を考えるうえで、国、県、広域行政圏計画等との整合性に配慮した計画とします。

(3) 市民と行政が連携・協力したまちづくり

多様化・高度化する市民ニーズに的確に応え、市民満足度の高い計画とするため、市民（住民・企業・NPOなど）と行政が連携・協力しあって、まちづくりの計画段階からの市民参加を図ります。

(4) 職員参加の促進

今後の市役所を担う職員が、それぞれの担当領域を創意工夫して計画することはもとより、「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」を学び、考え、議論する絶好の機会と捉え、職員参加の促進を図り、全庁体制での計画づくりに取り組みます。

(5) 実効性の確保

厳しい財政環境の認識の下、財政健全化に向けた基本方針を維持しつつ、効果的で効率的な施策展開が可能な計画の策定を目指します。

(6) 達成目標を明示した計画

まちづくりの目標を市民にできるだけわかりやすく示し、政策・施策の目標などを明示する計画の策定を目指します。

5. 総合計画策定の体制

第四次浦添市総合計画の策定を推進するための体制は、以下組織をもって構成します。

(1) 策定委員会

部長会議のメンバーで構成し、「基本構想」及び「基本計画」の最終案を策定する最上位の内部組織。

(2) 検討部会

各部の課長相当職をもって構成し、「基本構想」及び「基本計画」の原案を策定する内部組織。

(3) 作業部会

各部の係長相当職をもって構成し、「基本構想」及び「基本計画」の原案の土台となる素案を市民会議と連携・協力により策定する内部機関。

(4) まちづくり市民会議(仮称)

公募市民などからなる任意団体として、作業部会のメンバーと連携・協力により「基本構想」及び「基本計画」の素案を策定する。

6. 総合計画の策定期期

第四次浦添市総合計画は、平成22年度内に策定します。